

令和3年度 特色ある主要事業

未来応援住みたいまち たつの

ウィズコロナ新しい未来への挑戦

新型コロナウイルス感染症による様々な影響に対応しつつ、本市の課題である人口減少・少子高齢化対策への取り組みを更に充実させ、新しい時代、新しい未来に適應するまちづくりを目指します。

第1の柱

安全・安心な
まちづくりへの挑戦
自然を守り、だれもが
安全に安心して
住み続けたいくなるまち

その1 自然を大切にし、共に暮らす

先人から受け継いだ歴史や文化と豊かな自然が調和した良好な環境を、責任をもって次世代へ引き継いでいくため、第2次たつの市環境基本計画に基づき、市民、事業者、行政が連携・協力した保全活動を推進します。

その2 持続可能な社会をつくる

限りある資源の浪費を抑制するため、生ごみ水切りモニター調査やフードドライブを実施し、生ごみの発生抑制、有効利用を促進するとともに、小型家電品の拠点回収、集団資源回収を奨励し、持続可能な循環型社会の実現を目指します。



フードドライブ事業を通じ、ご家庭に眠っている食品を持ち寄り、それを必要としている団体や施設へ提供

その3 良質な住環境を整備する

都市機能を維持し、にぎわいを創出するJR山陽本線竜野駅周辺整備は、用地買収を継続し、駅南北の都市計画道路、駅舎、自由通路等の整備を推進します。
地域の特色を生かしたにぎわいの創出として、山陽自動車道龍野インターチェンジ周辺地区における商業地の展開を目指し、土地利用の基本調査を行います。



JR竜野駅周辺整備を引き続き推進

その4 安全便利な交通環境を整える

市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の運行をはじめとした総合的な交通ネットワークの構築と持続可能な公共交通の確立を目指します。また、新型コロナウイルス感染症防止策を徹底し

その1 安心して子育てができるまちをつくる

第2の柱 やすらぎづくりへの挑戦

子育てにやさしく、すべての市民が健やかに暮らせるまち

チャイルドシート購入費用助成事業の対象品の拡大や、子育てつどいの広場では、龍野に続き新宮・揖保川において土曜日(月2回)開設を実施します。



子育てつどいの広場の土曜日開設を実施

産前・産後から高校生までの切れ目のない支援として、妊産婦の方を利用する家事支援料金、タクシー

その2 高齢者が暮らしやすい環境をつくる

健康長寿社会の実現に向け、高齢者の疾病予防、重症化予防、介護予



祝入学支援事業では、小学生が使用する学用品を提供

料金などを助成する「はつらつマタニティサポート事業」、高校生等を対象に入院保険診療費に係る自己負担額の全額を助成する「高校生等医療費助成事業」を新規に展開(入院のみ。所得制限あり)し、子どもの健康増進と子育て世代の経済的不安の軽減に努めます。
また、はつらつベビーまごころ便事業、祝入学支援事業、高等学校等入学準備金支給事業に加え、中学校の学校給食費の無料化を継続します。増大する保育需要に応えるため、保育環境の充実を図るとともに私立保育所等保育士処遇改善事業、保育士等確保事業を継続し、保育体制の強化に努めます。



健康講座を通して、介護予防(フレイル対策)を実施

防(フレイル対策)の一体的な取組を推進します。
高齢者の社会参加や健康づくり等、外出の機会を多く持っていたり、ため、タクシー利用券を交付します。また、通信機器を活用した、離れて暮らす高齢者などの見守りを検証し、健康長寿の暮らしを支えます。

はいかいのおそれのある認知症高齢者等が外出中、偶発の事故等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に備えて、市が個人賠償責任保険等に加入し賠償することで、認知症高齢者やその家族の経済的リスクを軽減し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。
適切な介護サービスの確保に取り組みとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に取り組む高齢者施設等に対して、引き続き支援を行います。

た上で、利用動向を分析し運行改善と利用啓発に努め、利用促進を図ります。



市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」は、感染症対策を徹底しながら、利用を促進

その5 大切な命と地域を守る

避難対策については、非常食や防災備品を充実。民間企業と連携した避難所の確保や、避難所における感染症拡大防止策の徹底及び感染防止に資する分散避難を啓発します。



感染症対策に配慮した避難所設営を行うため、防災備品を充実するとともに、避難所設営訓練を実施

その3 障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境をつくる

障害のある人への相談・支援体制の充実を図るとともに、障害福祉サービス事業所を支援することで、障害者の活動の場を確保します。また、障害者スポーツ指導員を養成し、障害者スポーツ・ニュースポーツ教室を開催します。

その4 共に助け合い、支え合うまちをつくる

交通弱者の日常生活の支援については、既存のタクシー利用券の交付を受けていない75歳以上の高齢者がいる世帯へ、新たにタクシー利用券を交付するとともに、障害者福祉タクシー及び高齢者タクシー利用券の1回の利用可能枚数を緩和し、移動支援を充実します。



社会参加や健康づくり等、外出の機会を多く持っていただくため、交通弱者への日常支援策としてタクシー利用券を交付